ACSES ニュースレター_２３００号（2022 年４月 20 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇米ルイジアナ化学工場で火災・塩素流出、周辺住民に屋内退避命令〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:屋外式(RF 式)ガスふろがま(LP ガス用)で火災等〈消費者庁〉
・難病の同僚に「ポンコツ」「どうせ死ぬんやから」…市職員５人停職処分「コミュニケーションだった」〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・吉野家、女性蔑視発言の常務解任　「到底許容できず」と説明〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の調査検討報告書 （令和３年度中間まとめ）」の公表〈総務省消防庁〉
・救急搬送困難、1週間2923件　2月以来の増加〈Web報道〉
・水俣病被害者団体が国に要望　「早期の健康調査を」〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 健康安全
◇環境省熱中症予防情報サイトにおける暑さ指数等の情報発信開始について〈環境省〉
◇令和４年度「熱中症警戒アラート」の運用開始について〈環境省〉
◇健康増進施設一覧の更新について〈厚生労働省〉
[4] 医薬品
◇厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 167 号）〈官報〉
◇生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 168 号）〈官報〉
◇薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 169 号）〈官報〉
[5] 廃棄物関係
◇令和２年度における家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について〈環境省・経済産業省〉
◇処分業許可取得　朝霧バイオマスプラント、有料運転を開始　富士宮で本格稼働へ準備着々〈新聞報道〉
[6] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　２件　　［統計資料］　１件
[7] その他省庁発表　　２件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　　５件　　［開催記録、報告、資料等］　　４件
[9] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：10 件　　◇その他：１件
[付録]
◇学習用端末で授業中に無関係な動画、指摘すると生徒は「うるせえ」と逆切れ…半ば黙認する教員〈新聞報道〉

一人静（ヒトリシズカ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇米ルイジアナ化学工場で火災・塩素流出、周辺住民に屋内退避命令

＜REUTERS　2022 年 4 月 19 日＞　https://jp.reuters.com/article/usa-louisiana-chlorine-idJPKCN2MB0A7

［ロサンゼルス　１９日　ロイター］－ 米ルイジアナ州プラークミンの化学大手ダウ・ケミカル敷地内にある同業オリンの工場で火災と塩素流出が発生し、当局は１８日、周辺住民に屋内退避命令を出した。鎮火しているが、被害状況は今のところ不明という。当局は同地域の空気の質を監視している。工場付近の幹線道路も閉鎖された。オリンからは今のところコメントを得られていない。

◇***その他の事故、事件***

・消費生活用製品の重大製品事故:屋外式(RF 式)ガスふろがま(LP ガス用)で火災等

＜消費者庁　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028470/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220419_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件

（うち屋外式（ＲＦ式）ガスふろがま（ＬＰガス用）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：該当案件なし

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：６件

（うちＩＨ調理器１件、電気冷蔵庫１件、電気冷凍庫１件、ハンモック１件、ハンモックスタンド１件、エアコン（室外機）１件）

・難病の同僚に「ポンコツ」「どうせ死ぬんやから」…市職員５人停職処分「コミュニケーションだった」

＜読売新聞　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220420-OYT1T50084/

頭髪が抜けたり認知機能が低下したりした、難病を患う同僚の外見をからかう言動を繰り返すなどしたとして、神戸市は１９日、水道局に勤務する男性職員５人（４８～６１歳）を停職１５～３日の懲戒処分にした。

発表では、５人は同市内の事業所に勤務。このうち現場職員３人は昨年４月以降、難病を抱える同僚男性の容姿を取り上げ、「ポンコツ」「どうせ死ぬんやから」などの暴言を吐いた。当時の事業所長（６１）ら上司２人は職員の行為を見過ごしていた。調査に対し、職員らは「難病だと知っていたが、コミュニケーションの一環だった」などと話したという。

昨年１１月、事業所内で女性講師を招いて行ったマナー研修の場で、職員らの卑猥（ひわい）な発言が問題化。市が経緯を調べる中で今回の暴言も判明した。弁護士らによる第三者委員会の報告書では、居酒屋で同僚男性の首筋に鍋料理の葛きりを落とし、やけどをさせるなどの暴行もあったと指摘された。

◇***事故、事件の続報***

・吉野家、女性蔑視発言の常務解任　「到底許容できず」と説明

＜共同通信　2022 年 4 月 19 日＞　https://nordot.app/888990677495316480?c=39546741839462401

吉野家ホールディングス（HD）は 19 日、不適切発言をした牛丼チェーン吉野家の伊東正明常務（49）を 18 日付で解任したと発表した。伊東氏は 16 日、早稲田大主催の社会人向け講座で、若者を狙ったマーケティング戦略に関して不適切な発言をし、吉野家が 18 日に謝罪していた。

吉野家 HD は 19 日、「人権・ジェンダー問題の観点から到底許容することのできない職務上著しく不適切な言動があった」と解任の理由を説明した。

吉野家 HD は 18 日に臨時取締役会を開き、吉野家 HD の執行役員と子会社である吉野家の常務解任を決議した。5 月に役員を対象に法令順守の研修を実施する。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の調査検討報告書　（令和３年度中間まとめ）」の公表

＜総務省消防庁　2022 年 4 月 19 日＞

全国消防長会危険物委員会から、危険物輸送に関する課題や要望が示され、また、消毒用アルコールの需要の増加により、高濃度アルコールの運搬容器について平時と異なる取扱いを求める声もあがっています。このような状況を踏まえ、消防庁では、危険物輸送を安全かつ円滑に行うために、「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」を開催し、調査・検討を行ってきました。

この度、令和３年度中間まとめが取りまとめられましたので、公表します。

【令和３年度の検討結果】（詳細は別添資料を参照）

１　海外製の特殊な容器、国連勧告や機械器具等における危険物の運搬

⑴ 特殊な構造の容器（給油機器と一体となった構造の容器）の消防法上の扱いについて

調査をした給油機器と一体となった構造の運搬容器は、危険物の規制に関する規則（以下「危規則」という。）第43条の「機械により荷役する構造を有する運搬容器」として整理できることから、その見解を通知で周知する。

⑵ 特殊な構造の容器（ＦＲＰ製の変圧器）の消防法上の扱いについて

ＦＲＰ製の変圧器は、危規則第43条第１項第２号イからホまでに定める基準に適合する場合は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（以下「危告示」という。）第68条の３の３第２項に定める金属製及び陶磁器製の変圧器と安全上同等以上であると考えられることから、危告示を改正する。

⑶ ガソリン入りの最大容積10リットルのプラスチック製運搬容器を専ら乗用の用に供する車両で運搬することについて

専ら乗用の用に供する車両でのガソリンの運搬を、ＵＮ表示※があるガソリン用プラスチック製運搬容器（最大容積10リットル）に限って行えるようにすることが適当と考えられることから、危告示を改正する。

※：国際連合の危険物輸送に関する勧告の容器包装基準に合致することを示す表示。

２　消毒用アルコールに係る緊急的な危険物輸送

第四類アルコール類を内装容器（プラスチックフィルム袋）に収納し、適切な緩衝性能を有すると共に、外装容器（ファイバ板箱に限る。）に収納して組合せ容器にし、運搬容器に求められる落下試験と積み重ね試験で課される性能を有すれば、運搬容器として認めることは妥当であると考えられることから、危告示を改正する。

３　その他の事項

令和４年度においても、引き続きその他の検討項目については検討を行う予定。

※中間まとめ全文については、消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/）に掲載します。

・救急搬送困難、1 週間 2923 件　2 月以来の増加

＜共同通信　2022 年 4 月 19 日＞　https://nordot.app/889082023549566976?c=39546741839462401

総務省消防庁は 19 日、救急車の到着後も搬送先がすぐに決まらない「救急搬送困難事案」が、11～17 日の 1 週間に全国 52 の消防で計 2923 件あったと発表した。7 週連続で減少していたが、前週から 20 件増え、2 月 14～20 日以来の増加となった。

呼吸困難など新型コロナウイルス感染が疑われるのは 5%増の 754 件だった。新規感染者数の下げ止まり傾向が背景にあるとみられる。

地域別では、最多の東京消防庁が 1497 件で前週より 3%減。うちコロナ疑いは 327 件で 5%増だった。次いで大阪市消防局が 2%減の 306 件、コロナ疑いが 47%増の 97 件。

・水俣病被害者団体が国に要望　「早期の健康調査を」

＜共同通信　2022 年 4 月 19 日＞　https://nordot.app/889079132104867840?c=39546741839462401

水俣病の患者・被害者団体と国会議員有志が 19 日、都内で会合を開き、国に対し、被害地域住民の健康調査を早期に実施するよう求めていくことを確認した。団体側は同日付で山口環境相に要望書を提出。参加者らは「すべての被害者救済を求めて闘い続けよう」と訴えた。

会合には被害者団体のほか、1978 年に死去した写真家ユージン・スミスさんと一緒に水俣病を世界に伝えたアイリーン・美緒子・スミスさん（71）も参加。ユージンさんの足跡を伝える映画「MINAMATA」が昨年日本で公開されたこともあり、アイリーンさんは「国は国内外に見える形で調査結果を発信する必要がある」と語った。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=_wVYSkS4YhRo9yptY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年４月 19 日版）

＜厚生労働省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2k0JijUDngEm0kBY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=J92AkpxgusywL8S1Y

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19

＜厚生労働省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=N82QgoxwqtygP-ylY

・感染拡大防止と医療提供体制の整備（関連情報）について更新しました

＜厚生労働省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=h30nJAwZgUmiMIEVY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナウイルスワクチンの製造販売承認について

＜厚生労働省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4HczsA85pDsc6PpY

・ノババックス製ワクチン正式承認　5 月にも接種開始へ、国内 4 種目

＜共同通信　2022 年 4 月 19 日＞　https://nordot.app/888967019842043904?c=39546741839462401

厚生労働省は 19 日、米バイオテクノロジー企業ノババックスが開発した新型コロナウイルスワクチンを正式に承認した。5 月下旬から自治体へのワクチン配送を始める見通しで、早ければ同月中にも接種が始まる。国が承認した 4 種類目の新型コロナワクチンで、技術提供を受けた武田薬品工業が国内で製造する。

これまでに承認されたものとは仕組みが異なる「組み換えタンパクワクチン」と呼ばれる種類で、アレルギーなどの問題で既存のワクチンが使えなかった人への接種を想定している。

政府は 1 億 5 千万回分の供給を受ける契約を結んでいる。ワクチンは 18 歳以上が対象で、3 週間間隔で 2 回接種する。

・ワクチン 4 回目、高齢者ら限定　接種対象、持病ある人も

＜共同通信　2022 年 4 月 20 日＞　https://nordot.app/889254660840701952

新型コロナウイルスワクチンの 4 回目接種について、政府は高齢者や基礎疾患のある人を主な対象とする方針であることが 19 日、関係者への取材で分かった。厚生労働省は 27 日にワクチン分科会を開き、専門家の意見を聞いた上で結論をまとめる。専門家の中には医療従事者らも対象に加えるべきだとの声があり、さらに検討を進める。

対象を絞るのは、若年層では 4 回目接種の効果が低いとの報告があることや、海外でも高齢者が中心になっていることが理由。幅広い年齢層を対象に進めてきたコロナワクチン接種の在り方が、4 回目接種では大きく変わる可能性がある。

世界の４回目接種の対象者の例

米国	３回目から４カ月以上たった50歳以上
欧州医薬品庁（EMA）	80歳以上が対象。80歳未満の成人については「（認めるかどうかを）検討するのは時期尚早」
イスラエル	３回目から４カ月以上たった60歳以上、高リスクの18歳以上、免疫不全の人、医療従事者など

※厚生労働省などによる

◇米のマスク着用義務、根強い反発　感染増の中、違法判断も

＜共同通信　2022 年 4 月 19 日＞　https://nordot.app/888961762897379328?c=39546741839462401

新型コロナ感染者が再増加する米国で、マスク政策が根強い反発に直面している。南部フロリダ州の連邦地裁は 18 日、疾病対策センター（CDC）が課す公共交通機関での着用義務を違法と判断、政府によると全米で無効化された。着用義務を同日、復活させた東部ペンシルベニア州のフィラデルフィア市に対しては、住民らが違法だとして訴訟を起こした。

CDC はオミクロン株の波が下火になった 2 月、屋内で一律にマスク着用を求める基準を緩和。一方、感染が広がりやすい派生型 BA・2 の割合が 9 割弱まで増える中、航空機や鉄道などでの着用義務は 5 月 3 日まで延長していた。

・米主要航空各社、マスク着用要請取りやめ

＜共同通信　2022 年 4 月 19 日＞　https://nordot.app/888971921932124160?c=39546741839462401

米主要航空各社は 18 日、国内線や一部国際線で新型コロナウイルス対策として実施していたマスク着用要請を停止したと発表した。連邦地裁が公共交通機関での着用義務を違法と判断し、運輸安全局が義務を解除したため。

****

[3] ***健康安全***

◇環境省熱中症予防情報サイトにおける暑さ指数等の情報発信開始について

＜環境省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/110940.html

１．環境省は、今年度（令和４年度）４月 27 日（水）～同年 10 月 26 日（水）の間、熱中症を未然に防止するため、「環境省熱中症予防情報サイト」にて、暑さ指数等の情報発信を行います。
２．同サイトでは、熱中症発症の危険性を示す暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）の予測値・実況値等の熱中症予防情報とともに、熱中症の危険性が極めて高いと予測される場合に発表する「熱中症警戒アラート」の情報についても発信していきます。

１．背景・目的

近年、気候変動やヒートアイランド現象の影響により、暑熱環境が悪化し、熱中症の発生が数多く報告されています。また、年平均気温は世界的に年々上昇しており、我が国においても上昇傾向にあります。こうした中、熱中症による救急搬送人員、死亡者数は依然高い水準で推移しており、熱中症は高齢者に限らず、全ての世代の国民生活に直結する深刻な問題となっています。

これらに対応するため、環境省では平成 18 年度から「環境省熱中症予防情報サイト」にて、全国 840 地点（別紙１参照）における暑さ指数(WBGT)の予測値・実況値等、熱中症予防情報の提供を行っています。

サイトへのアクセス数は、令和３年度は約 4,400 万件であり、多くの方々に御利用いただいています。

＜熱中症発症の危険性を示す暑さ指数（WBGT）とは？＞
人体に与える影響の大きい湿度、日射等からの輻射熱、気温等を取り入れた指標です。気温と異なり人体と外気との熱収支に着目した指標で、労働環境や運動環境の指針として ISO 等で規格化されています（別紙２参照）。
算出方法：暑さ指数（WBGT*）　＝ 0.7×湿球温度＋0.2×黒球温度＋0.1×乾球温度
*WBGT とは、Wet Bulb Globe Temperature の略

２．　発信する情報等について

（1）　ウェブサイト

「環境省熱中症予防情報サイト」

（ＰＣ・スマートフォン） https://www.wbgt.env.go.jp/

(携帯電話) https://www.wbgt.env.go.jp/kt/

（２） 発信期間

令和４年４月 27 日（水）～ 同年 10 月 26 日（水）

（３） 発信情報

・全国 840 地点の暑さ指数（WBGT)の予測値及び実況値

○ 予測値：当日、翌日、翌々日の３時間毎（３時、６時、９時･･･）の暑さ指数（WBGT）予測値

○ 実況値：現在の暑さ指数（WBGT）の実況推定値（実測地点においては実測値）

＊ 暑さ指数（WBGT)の実測地点：

札幌、仙台、新潟、東京、名古屋、大阪、広島、高知、福岡、鹿児島、那覇（全国 11 地点）

・「熱中症警戒アラート」の全国での発表情報

・CSV 形式による暑さ指数（WBGT）数値データ

・暑さ指数（WBGT）の個人向けメール配信サービス（無料）

・「熱中症警戒アラート」の個人向けメール配信サービス（無料）

・暑さ指数や「熱中症警戒アラート」の「「環境省」LINE 公式アカウント」での発信（無料）

・暑さ指数（WBGT）と熱中症救急搬送人員の関係について（週報）

・「まちなかの暑さ対策ガイドライン改訂版（平成 30 年３月環境省)」など暑熱対策技術の紹介

・「熱中症環境保健マニュアル 2022」など熱中症対策に関する普及啓発資料

・熱中症に関する関係府省庁の取組等

３．暑さ指数（WBGT)予測値等 電子情報提供サービスについて

企業・個人等のウェブサイトやメールマガジン等で暑さ指数（WBGT）の情報提供を行う方向けに、全国の暑さ指数（WBGT)の予測値及び実況値を CSV 形式にて提供しています。

４．個人向けメール配信サービス（無料）について （別紙３参照）

本サービスは、環境省が「環境省熱中症予防情報サイト」にて提供している暑さ指数（WBGT)の予測値及び実況値を、メール配信を行うバイザー(株)が運営する高速メール配信システム「すぐメール」により個人向けに配信するサービスです。

利用を希望される方は、「環境省熱中症予防情報サイト」のリンクページからバイザー(株)のサイト上の利用規約をお読みいただき、同意の上、お申し込みいただくようお願いします。

５．「環境省」LINE 公式アカウントについて

環境省は、LINE 公式アカウント「環境省」を開設し、熱中症予防対策の情報発信をしています。スマートフォンなどの LINE アプリで、LINE 公式アカウント「環境省」を友だち追加していただくと、熱中症警戒アラートの発表や暑さ指数の情報を、受け取ることができます。

利用を希望される方は、「環境省熱中症予防情報サイト」のリンクページを御確認いただき、LINE アプリで「環境省」を「友だち」に追加の上御利用ください。

添付資料

【別紙 1】2022 年度暑さ指数情報発信地点一覧

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117902.pdf

【別紙 2】暑さ指数（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature）の説明

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117903.pdf

【別紙 3】環境省熱中症予防情報サイトにおける暑さ指数等の情報発信について

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117904.pdf

◇令和４年度「熱中症警戒アラート」の運用開始について

＜環境省 2022 年 4 月 19 日＞ https://www.env.go.jp/press/110944.html

環境省と気象庁は、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さへの「気づき」を呼び掛け、国民の熱中症予防行動を効果的に促す「熱中症警戒アラート」について、令和４年度は４月 27 日（水）から 10 月 26 日（水）までの間、全国での運用を行います。

■ 背景・目的

近年、熱中症による救急搬送人員、死亡者数が高い水準で推移していることから、環境省と気象庁は令和２年夏に、暑さ指数（WBGT）（※１）に基づき、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ国民の熱中症予防行動を効果的に促す「熱中症警戒アラート（試行）」を関東甲信地方で先行的に実施しました。令和２年度の検証結果等を踏まえて、令和３年度から全国で運用を開始しており、令和４年度についても引き続き国民に熱中症予防行動を促すため、全国で運用を開始します。

（※１） 暑さ指数（WBGT）とは、気温、湿度、輻射熱（日差し等）等から成る熱中症の危険性を示す指標です。

■「熱中症警戒アラート」の運用について（別添１、別添２参照）

「熱中症警戒アラート」の概要は以下のとおりです。

（１） 発表単位

・ 全国を 58 に分けた府県予報区等を単位として発表

（北海道、鹿児島県、沖縄県を細分化）

（２） 発表基準

・ 発表対象地域内の暑さ指数（WBGT）算出地点のいずれかで日最高暑さ指数 33 以上と予測した場合に発表

（３） 発表タイミング

・ 前日の 17 時及び当日の朝５時に最新の予測値を基に発表

（４） 期間

・ 毎年４月第４水曜日から 10 月第４水曜日まで

令和４年は、４月 27 日（水）17 時から 10 月 26 日（水）朝５時発表分まで

（５） 情報提供方法

・ 環境省熱中症予防情報サイト（※２）における、熱中症警戒アラート及び暑さ指数の掲載

・ 個人向けメール配信サービス（※３）による、熱中症警戒アラート及び暑さ指数の配信

・ 「環境省」LINE 公式アカウント（※４）による、熱中症警戒アラート及び暑さ指数の配信

（※２）環境省熱中症予防情報サイト

（ＰＣ） https://www.wbgt.env.go.jp/

（スマートフォン）https://www.wbgt.env.go.jp/sp/

（携帯電話） https://www.wbgt.env.go.jp/kt/

（※３）個人向けメール配信サービス

本サービスは、環境省が「環境省熱中症予防情報サイト」にて提供している暑さ指数（WBGT）の予測値及び実況値を、メール配信を行うバイザー(株)が運営する高速メール配信システム「すぐメール」により個人向けに配信するサービスです。

利用を希望される方は、「環境省熱中症予防情報サイト」のリンクページからバイザー(株)のサイト上の利用規約をお読みいただき、同意の上、お申し込みいただくようお願いします。

（※４）「環境省」LINE 公式アカウント

環境省は、LINE 公式アカウント「環境省」を開設し、熱中症予防対策の情報配信をしています。スマートフォンなどの LINE アプリで、LINE 公式アカウントを友だち追加していただくと、熱中症警戒アラートの発表や暑さ指数の情報を、受け取ることができます。

利用を希望される方は、「環境省熱中症予防情報サイト」のリンクページを御確認いただき、LINE アプリで「環境省」を「友だち」に追加の上御利用ください。

■ 適切な熱中症予防行動の定着

政府は、令和４年４月 13 日（水）に改定した「熱中症対策行動計画」（※５）において、以下の目標を掲げており、目標達成のために熱中症警戒アラートを活用して熱中症予防行動のより一層の定着を促します。

○ 中期的な目標：

・ 熱中症による死亡者数ゼロに向けて、2030 年までの間、令和３年に引き続き死亡者数が年 1,000 人を超えないようにすることを目指し、顕著な減少傾向に転じさせる。

・ 顕著な高温が発生した際に、死亡者数を可能な限り減らすことを目指す。

○ 令和４年夏の目標：

・「熱中症警戒アラート」などに基づき、国民、事業所、関係団体などによる適切な熱中症予防行動のより一層の定着を目指す。

（※５）政府における「熱中症対策行動計画」の改定について（令和４年４月 13 日）

https://www.env.go.jp/press/110903.html

【添付資料】

・別添１　「熱中症警戒アラート」について

https://www.env.go.jp/press/110944/mat01.pdf

・別添２　熱中症警戒アラート 発表時の予防行動

https://www.env.go.jp/press/110944/mat02.pdf

◇健康増進施設一覧の更新について

＜厚生労働省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=_wVYSkS4YhRo9yZtY

****

[4] *医薬品等*

◇厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 167 号）

［官報］ 令和 4 年 4 月 19 日　特別号外　第 44 号　1～2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220419/20220419t00044/20220419t000440001f.html

○厚生労働省告示第 167 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。

令和 4 年 4 月 19 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

改　正　後	改　正　前
別表第１ １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(127)　（略） (128)　（略） (129) 組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣＯＶ－２）ワクチン (130)（略） (131)～(318)（略） ２～４　（略）	**別表第１** １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(127)　（略） (128)　グセルクマブ（遺伝子組換え） （新設） (129)　（組換え沈降２価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来） (130)～(317)（略） ２～４　（略）

◇生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 168 号）

［官報］ 令和 4 年 4 月 19 日　特別号外　第 44 号　2～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220419/20220419t00044/20220419t000440002f.html

○厚生労働省告示第 168 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年４月 19 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　　正　　後
医薬品各条 （略） コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２） １～４　（略） 組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチン １　本質及び性状 本剤は，組換えＤＮＡ技術を応用して，適当な昆虫細胞にＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２（severe acute respiratory syndrome coronavirus 2）の組換えスパイクタンパク質を産生させ，この精製タンパク質にアジュバントその他の添加剤を加えた液剤である． ２　製法 ２．１　原材料 ２．１．１　ウイルス・シード・ロット ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２組換えスパイクタンパク質をコードする遺伝子配列を導入して組換えバキュロウイルス株を作製する．その株を培養し，分注して，マスター・シードを作製する．マスター・シードを培養し，分注して，ワーキング・シードを作製する．ただし，継代は定められた条件下で行い，かつ,その継代数が所定の継代数を超えてはならない.ワーキング・シードについて,3.1の試験を行う． ２．１．２　セル・バンク 本剤の製造に適当と認められた細胞を川いて，マスター・セル・バンクを作製する．マスター・セル・バンクを培養し，分注して，ワーキング・セル・バンクを作製する．ただし，継代は定められた条件下で行い，かつ，その継代数が所定の継代数を超えてはならない．リーキング・セル・バンクについて，３．２の試験を行う． ２．２　原液 ２．２．１　細胞培養 細胞培養は，ワーキング・セル・バンクから行い，所定の培養パラメータに準じる． ２．２．２　感染細胞浮遊液 培養細胞にワーキング・シードを接種し，適当な条件下でウイルスを増殖させた後，ウイルス培養液を得る．培養細胞にウイルス培養液を接種し，適当な条件下で培養した後，感染細胞浮遊液を得る．感染細胞浮遊液について，3，３の試験を行う． ２．２．３　原液 感染細胞浮遊液から適当な方法でＳＡＲＳ－ＣＯＶ－２組換えスパイクタンパク質を精製し，原液を得る．原液について，３．４の試験を行う． ２．３　最終バルク 原液及びアジュパントその他の添加剤を混合し，緩衝液で希釈し，最終パルクとする． ３．１　ワーキング・シードの試験 ３．１．１　外来性ウイルス等否定試験 培養細胞接種試験法，動物接種試験法その他適当な方法で試験するとき，承認された判定基準に適合しなけ

ればならない．

３．１．２　マイコプラズマ否定試験

核酸増幅法その他適当な方法で試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．１．３　スピロプラズマ否定試験

核酸増幅法その他適当な方法で試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．１．４　マイコバクテリア否定試験

核酸増幅法その他適当な方法で試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．１．５　無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準川して試験するとき，適合しなければならない．

３．２　ワーキング・セル・バンクの試験

３．２．１　外来性ウイルス等否定試験

培養細胞接種試験法，動物接種試験法その他適当な方法で試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．２．２　マイコプラズマ否定試験

培養法その他適当な方法で試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．２．３　スピロプラズマ否定試験

培養法その他適当な方法で試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．２．４　マイコバクテリア否定試験

核酸増幅法その他適当な方法で試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．２．５　無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき，適合しなければならない．

３．３　感染細胞浮遊液の試験

３．３．１　微生物限度試験

日本薬局方一般試験法の微生物限度試験法を準用して試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．２　外来性ウイルス等否定試験

培養細胞接種試験法，動物接種試験法その他適当な方法で試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．３　マイコプラズマ否定試験

核酸増幅法その他適当な方法で試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．４　スピロプラズマ否定試験

核酸増幅法その他適当な方法で試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．４　原液の試験

３．４．１　純度試験

ポリアクリルアミドゲル電気泳動法その他適当な方法で試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．４．２　残存ＤＮＡ試験

蛍光光度法その他適当な方法で試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．４．３　残存バキュロウイルス試験

適当な培養細胞を用いて残存バキュロウイルス試験を行うとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．４．４　エンドトキシン試験

一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．４．５　微生物限度試験

日本薬局方一般試験法の微生物限度試験法を準用して試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．４，６　たん白質含量試験

吸光度測定法その他適当な方法を用いて試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．４．７　力価試験

酵素免疫測定法その他適当な方法で検体の標準物質に対する相対力価を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．５　小分製品の試験

３．５．１　エンドトキシン試験

一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．５．２　無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準川して試験するとき，適合しなければならない．

３．５．３　たん白質含量試験

蛍光法その他適当な方法で試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．５．４　７ジュバント含量試験

液体クロマトグラフ法その他適当な方法で試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．５．５　力価試験

３．４．７の試験を行うとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．５．６　表示確認試験

ＳＡＲＳ－ＣＯＶ－２スパイクタンパク質に特異性を示す抗体を用いて，免疫染色法によって確認する．

４　貯法及び有効期間

貯法は，承認された方法とする．

有効期間は，承認された期間とする．

(略)

◇薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 169 号）

［官報］　令和４年４月 19 日　特別号外　第 44 号　６頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220419/20220419t00044/20220419t000440006f.html

○厚生労働省告示第 169 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年４月 19 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
１　検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 （略） 生物学的製剤	１　検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 （略） 生物学的製剤

検定を受けるべき医薬	手数料	試験品の数

検定を受けるべき医	手数料	試験品の数量

品		量
(略)	(略)	(略)
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン(SARＳ－ＣｏＶ－２)	(略)	(略)
組換えコロナウイルス(SＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチン	86,600 円	内容量が５mL であるとき。 １本
(略)	(略)	(略)

薬品		
(略)	(略)	(略)
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン(S ARＳ－ＣｏＶ－２)	86,600 円	内容量が 0.45 mL、1.3mL、2.25 mL 又は５mL であるとき。 １本
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

****

[5] *廃棄物関係*

◇令和２年度における家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について

＜環境省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/110929.html

＜経済産業省　2022 年 4 月 19 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220419002/20220419002.html?from=mj

１．　令和２年度における特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づくリサイクルの実施状況等について取りまとめましたので公表します。

２．　令和２年度に全国で製造業者等が指定引取場所で引き取った廃家電４品目の台数は、約1,602万台となり、令和元年度に比べて8.4%増加したほか、地上デジタル放送への移行等に伴いテレビの引取台数が増加した平成21～23年度を除くと、家電リサイクル法施行以来最多となりました。

３．　出荷台数を分母とした回収率は64.8%となりました。

家電リサイクル法は、家庭用のエアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機の４品目（いわゆる「家電４品目」）を対象機器として、小売業者に対しては、排出者からの廃家電４品目の引取り及び引き取った廃家電４品目の製造業者等への引渡し等を、製造業者等に対しては、引取り及び引き取った廃家電４品目の再商品化等をそれぞれ義務付けています。

令和２年度に、製造業者等が全国の指定引取場所において引き取った廃家電４品目は約1,602万台でした。これは、令和元年度に比べて8.4%の増加であるとともに、地上デジタル放送への移行等に伴いテレビの引取台数が増加した平成21～23年を除くと家電リサイクル法施行（平成13年度）以来最多となりました。

また、出荷台数を分母に、適正に回収・リサイクルされた台数（製造業者等による再商品化台数を含む。）を分子とした回収率は64.8%となり、令和元年度と比較して0.7%増加しました。

また、全国の市区町村が回収した、不法投棄された廃家電４品目の台数は、約53,300台と推計され、前年度と比較して増加していました。品目ごとの割合は、エアコンが2.3%、ブラウン管式テレビが29.2%、液晶・プラズマ式テレビが30.6%、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が22.0%、電気洗濯機・衣類乾燥機が15.9%でした。

その他、詳細は添付資料より御覧下さい。

添付資料

令和２年度における家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について

https://www.env.go.jp/press/110929/mat02.pdf

◇処分業許可取得　朝霧バイオマスプラント、有料運転を開始　富士宮で本格稼働へ準備着々

＜静岡新聞　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.at-s.com/news/article/shizuoka/1055548.html

畜産ふん尿の適正処理や再生可能エネルギーの地産地消を目指し試験運転中の「富士山朝霧バイオマスプラン

ト」（富士宮市根原）がこのほど、廃掃法に基づく産業廃棄物処分業許可を取得し、有料運転を開始した。無料で受け入れていた畜産ふん尿を有料で受け付けていく。今夏をめどに見据える本格稼働に向け、準備が進む。

環境省モデル事業で運用されていた同プラントは昨年１０月に民間事業として再稼働。集めたふん尿をプラント内で発酵させメタンガスを使って発電し、地元新電力会社に売電するほか処理過程で生じる消化液を肥料として販売するなどのスキームを組んだ。有料転換後も計９軒の酪農家から、１日当たり約１２トンのふん尿を受け付け、発電態勢の準備を進めている。ＦＩＴ売電は今夏開始を予定する。

このほか消化液の特殊肥料登録が完了し、「朝霧Ｂｉｏ液肥」として商品化。牧草地用のノーマル液肥や、高品質に仕上げたスーパー液肥と固液分離堆肥の３種を用意した。今春に酪農家２軒にノーマル液肥を販売した。今後、スーパー液肥を茶農家やゴルフ場、果樹園に向けて売り込みを加速していく。肥料のサンプルは同プラントで紹介している。

****

[6] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇未利用熱・廃熱利用等の価格低減促進事業補助金の公募開始について

＜環境省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/110728.html

---

◇令和 4 年度科学技術基礎調査等委託事業「活断層評価の高度化・効率化のための調査手法の検証」の公募について

＜文部科学省　2022 年 4 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agf2ac6hfmsqshbM

[統計資料]

◇石油統計月報（2022 年 2 月分）

＜経済産業省　2022 年 4 月 19 日＞

https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/sekiyuka/index.html?pk_campaign=mm_statistics

****

[7] ***その他省庁発表***

◇日本産業規格（経済産業省）

［官報］　令和 4 年 4 月 20 日　号外　第 87 号　54 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220420/20220420g00087/20220420g000870054f.html

制定された日本産業規格　　―関係分のみ抜粋―

（日本産業標準調査会審議）

球状黒鉛鋳鉄品　　G5502

アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条　　H4000

（認定産業標準作成機関　一般財団法人　日本規格協会　提出）

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第 31 回食品衛生管理に関する技術検討会の開催について　　4 月 19 日

＜厚生労働省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xlEVlikfgh06z1xY

１　食品等事業者団体が策定した衛生管理計画手引書案の確認

（サテライトキッチンにおける HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の手引書）

２　その他

・職場適応援助者の育成・確保に関する作業部会　　4 月 20 日

＜厚生労働省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3yV4amSYQjRI1z5NY

（１）「職場適応援助者の育成・確保に関する作業部会」の開催について

（２）職場適応援助者の現状について

（３）作業部会における論点について

・中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会（第３回）の開催について

４月 26 日

＜環境省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/110759.html

（１）　2020 年度（令和２年度）の温室効果ガス排出量（確報値）に関する分析について

（２）　その他

・再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会の開催について　　４月 21 日

＜環境省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/110895.html

＜経済産業省　2022 年 4 月 19 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220419001/20220419001.html?from=mj

＜農林水産省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/r_energy/220419.html

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理に向けた施策の方向性について

・原子力損害賠償紛争審査会（第 56 回）の開催について　　4 月 27 日

＜文部科学省　2022 年 4 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agf2ac6hfmsqshbK

1. 判決が確定した損害賠償請求の集団訴訟を踏まえた今後の対応について

2. その他

[開催記録、報告、資料等]

・第 31 回食品衛生管理に関する技術検討会の開催について　　４月 19 日

＜厚生労働省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xlEVlikfgh06z1xY

１　食品等事業者団体が策定した衛生管理計画手引書案の確認

(サテライトキッチンにおける HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の手引書)

２　その他

・第４回薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ　資料　　４月 19 日

＜厚生労働省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=jXcqODbKEGYahVEfY

１．前回のワーキンググループでの議論について

２．地域における薬剤師サービスの提供について

３．その他

・医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議（第 6 回）の議事録　　3 月 25 日

＜厚生労働省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4HczsA85pDsc5vpY

（１）安定確保会議のとりまとめのフォローアップについて

（２）医療用医薬品の安定供給に関する最近の取組について

（３）その他

・核融合科学技術委員会（第 29 回）議事録　　1 月 24 日

＜文部科学省　2022 年 4 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agf2ac6hfmsqshbL

(1)「第 1 回中間チェックアンドレビュー」について（取りまとめ）

(2) 核融合分野令和 3 年度補正予算及び令和 4 年度政府予算案について

****

[9] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 22 例目）について

＜環境省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/110976.html

・岩手県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例に係る野鳥監視重点区域の解除について

＜環境省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/110975.html

・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 79 例目）

＜環境省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/110974.html
・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 78 例目）
＜環境省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/110973.html
・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 77 例目）
＜環境省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/110972.html
・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 76 例目）
＜環境省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/110971.html
・宮城県石巻市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 17 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220419_3.html
・秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 22 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220419.html

・カナダからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220419_5.html
・米国からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220419_4.html
---

◇*その他*
・社員が大学で学べば企業に助成拡充　政府会議が提言案
＜朝日新聞　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ4L6W4FQ4LUTIL04G.html
　政府の「教育未来創造会議」（議長=岸田文雄首相）のワーキンググループ（WG）が 18 日あり、5 月に取りまとめをめざす第 1 次提言の素案が示された。社会人が大学などで学び直す「リカレント教育」をめぐり、従業員が授業を受けるための長期休暇制度を導入した企業に対し、支給する補助金を拡充する制度の導入を盛り込んだ。
　素案では、高度なデジタル技能を備えた人材育成のための職業訓練を実施すれば企業に高率な補助金を出したり、民間企業が提供する職業訓練サービスで研修を行った企業に助成したりする制度の新設もうたった。大学などで理系を学ぶ女性を増やす具体策も示された。専攻する女性が 1 割程度にとどまっている理工農系学部の入試で、女性枠を設けた大学などに対し、国の補助金を手厚くすることなども盛り込まれた。
　WG の議論を踏まえ、教育未来創造会議は 5 月に第 1 次提言をまとめ、政府は「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」などに反映させる。
****
[付録]
◇学習用端末で授業中に無関係な動画、指摘すると生徒は「うるせえ」と逆切れ…半ば黙認する教員
＜読売新聞　2022 年 4 月 19 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20220418-OYT1T50020/
小中学校に１人１台の学習用端末が配備されて１年。文部科学省は２０２４年度からのデジタル教科書の本格導入を目指すが、読売新聞の調査では大半の学校から懸念の声があがる。学校でどう使われ、効果や課題はどこにあるのか。デジタル教科書を取り巻く現状を報告する。
検索結果がそのまま「答え」、試行錯誤し考える力が伸びず
注意のたび中断
　「授業中でしょう。もうやめなさい」
　３月上旬、東京２３区内の区立小学校の５年生のクラスで、４０歳代男性教諭の声が響いた。総合学習の時間で、個々に調べ学習をしていたが、１人の男子児童は、インターネット上の無料ゲームに興じていた。以前から何度も注意をしてきただけに、この日は端末を取り上げたが、男児は職員室まできて「返して」と繰り返し訴えた。
　高学年の間では、端末でプレーできるゲームの情報が出回り、授業中にもかかわらずネットのゲームやマンガにはまる児童がクラスに４、５人はいる。男性教諭は「注意するたびに授業が中断し、遅れる。他の子供たちが

落ち着かなくなる影響もでている」と危機感を募らせる。

中学校でも異変が起きている。北陸地方のある中学校のデジタル教科書を使った授業。クラス全員が前を向き静かにしているが、一部は端末で授業に関係のないネット動画を見ている。

校長は「教壇からは端末で何をしているか分からず、簡単にネットが見られてしまう」と嘆く。教員が気付いてやめるよう声をかけても「うるせえ」と逆切れする生徒もいるため、半ば黙認しているという。

スマホより利用

端末が配備されたことで、小学生もネットを気軽に使えるようになった。内閣府の２１年度調査では、小学生がネットを利用する媒体は、スマホの３９％に対し、「学校に配布・指定された端末」が５０％で上回る。厚生労働省の調査では、中高生の７人に１人がネットに依存している疑いがあり、より自制心の弱い小学生に広がる恐れもある。

ゲームやネット依存の専門外来がある国立病院機構・久里浜医療センターの樋口進名誉院長は「ネットやゲームは低年齢で触れるほど、依存しやすくなる。端末を与えたくないのに、授業用だと取り上げられず困っている保護者もいる」と話す。

「目的外閲覧」５２％

文部科学省は、子供一人ひとりの学力や学習の進み具合、特性などに応じた「個別最適な学び」を充実させるには端末の活用が重要とする。しかし、読売新聞の小中学校５００校調査（回収率６５・８％）で、目的と異なる「学習と関係ないサイト」の閲覧が確認されたのは、回答した学校の５２％に上った。「ゲーム」は４８％、「ユーチューブなどの動画」も４７％だった。目的外使用の場所は、「家庭」が５４％で最も多く、授業中も４１％あった。

検索結果がそのまま「答え」、試行錯誤し考える力が伸びず

東京都内のある公立小学校では、児童が自宅に持ち帰った端末でわいせつ画像を見ていたことが判明し、原則学校に置くことにした。不適切サイトの閲覧は「フィルタリング」で制限されているが、ネット上には解除方法が出回る。

必要な教科書を自宅に持ち帰るのは家庭学習を行う上での基本だ。端末も家庭学習への活用が期待され、文科省も「持ち帰りは有効」とするが、読売新聞の調査では、少なくとも２割の学校では、自宅へ端末を持ち帰らせていない。

フランスの国立衛生医学研究所研究員のミシェル・デミュルジェ氏によると、スペインでは、端末を支給された子供は、そうでない子供に比べ、全分野で成績が低下したという報告もあるという。デミュルジェ氏は、日本でのデジタル教科書の本格導入について「海外の事例や科学的データを収集し、リスクを十分に把握して判断するべきだ」と警鐘を鳴らす。

◇

デジタル教科書や学習用端末に関するご意見、情報をお寄せください。あて先は教育部（メール　kyouiku@yomiuri.com 、ファクス　０３・３２１７・９９０８）へ。

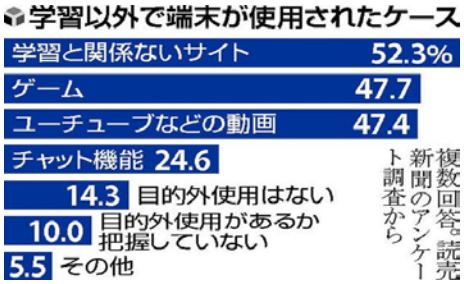

********** 以上 **********